



## 過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。平成26年の4月からは、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで申請出来るようになります。

失業などの特例免除の対象期間も拡大されます。

災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいますが）は、これまででは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などがあることが条件となっていました。4月

からは災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります（平成26年3月以前にあつた災害・失業も対象となりますが、過去の審査対象期間は、2年1ヶ月前までです）。

詳しくは、役場年金窓口または旭川年金事務所にお問い合わせください。



## 国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。今年の4月から2年分をまとめて前納することができるようになります。

### 早割って？

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。月50円（年間600円）割引になります。

割引額早見表

	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
	割引額	割引額	割引額	割引額
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納	—	1,030円	2,060円	4,120円
1年前納	—	—	3,780円	7,560円
2年前納	—	—	—	14,360円

①国民年金保険料額・割引額は、平成25年度の保険料額をもとにした目安額ですので、実際に引き落としされる金額とは異なります。

②国民年金保険料額は法律に基づき、物価や賃金の伸びに合わせて毎年度調整されており、平成

26年度の保険料額は平成26年2月下旬に告示される予定です。③実際には口座から引き落としされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」にて、ご確認願います。

④前納分はすべてその年の社会保険料控除の対象となります（2年前納は2年分が対象となります）。

### お申し込み方法

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、旭川年金事務所へ郵送してください。

また、年金事務所や金融機関及び役場年金窓口へ提出していただいても結構です。

前納の申し込みには期限があります。半年（前期）前納、1年前納、2年前納は今月末までの申し込みとなりますのでご注意ください。

### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
 （電話）34・2121内線413  
 日本年金機構 旭川年金事務所  
 （電話）0166・72・5002